

平成23年度第2回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

平成23年(2011年)8月29日(月) 午前9時30分から午前11時15分

2. 場 所：

箕面市役所本館3階委員会室

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員(7名)

会長 久 隆浩氏	委員 加我 宏之氏
委員 稲野 正信氏	委員 福田 知弘氏
委員 横山 あおい氏	委員 大西 到子氏
委員 照屋 千賀氏	

2) その他

市関係者(8名)

事務局(4名)

傍聴者(5名)

4. 審議等の内容：

副市長挨拶後、事務局より委員の過半数の出席(委員9名中7名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】会長の選出及び職務代理者の指名について

委員の任期満了により、会長及びその職務を代理する委員が不在であるため、箕面市都市景観条例第60条第1項の規定に基づき、委員の互選により久委員を会長として選出した。次に、久会長が会長職務代理者として、加我委員を指名された。

【案件2】止々呂美景観保全策について

市より、止々呂美景観保全策の素案について説明を行った。

<【案件2】の審議内容>

委員：素案を作る上で、地域の意見を聞くということであったが、止々呂美地域

の住民意向をまとめた基本構想を参考にされたか。

市：同基本構想は、平成16年に作成され、今後、止々呂美地域をどう考えていくかという全体のコンセプトが示されており、今回の素案を作成する際の参考とした。また、先日、止々呂美地域のまちづくり協議会に対して、素案について説明し一定の理解を得ている。その際の意見としては、住民に過度な負担を強いるようなルールは避けてほしいという意見がある一方で、景観維持には一定のルールが必要であるという意見があるため、当審議会のご意見や今後のパブリックコメント等を行う中で、更に広く意見を伺い、精査していきたいと考えている。

委員：大きな反対の声はない、という理解でいいか。

市：そのように市も理解している。

委員：素案の中で、新たに追加するルールの中に勾配屋根に関する記述があるが、現在勾配の角度や屋根の形状に一定のルールがあるのか。

市：勾配の数値的な基準というのは、現在設けてはいないが、市街地に比べて雪が多いので、地域内の住宅はほとんど勾配屋根になっている。今回のルールの中でも、新たに勾配屋根に対しての数値基準まで設けようとは考えていない。地元説明においても、必ず昔ながらの住宅を造らなければならないのか、という意見があったが、そうではなく、屋根勾配や自然素材といった止々呂美の景観資源を新しい住宅にも取り入れていただきたい、という趣旨である。

会長：なぜ勾配屋根でないといけないのか、という理屈付けが必要である。昔から勾配屋根が多い地域というのも一つの理由であるが、止々呂美は自然豊かな地域であり、自然の中に直線というのは、基本的に存在しない。直線というのは、人工物であるのでできるだけ直線部分を減らしていきたい。最も直線が重なるのは、いわゆるフラットルーフ()であり、それが直角のところでぶつかるという違和感が、自然景観の中では突出してくる。だから、自然豊かなところでは、景観上、直線と直線がぶつかるスカイライン()の違和感を軽減する意味で、勾配屋根ということである。そのあたりが、うまく説明できれば、地域の方や事業者の方に納得してもらえと思う。

フラットルーフ(陸屋根)

屋根の形状の一つ。傾斜の無い平面状の屋根のこと。平屋根(ひらやね)ともいう。

スカイライン

空及び山なみを背景とした建築物等の輪郭線。

委員：資材置き場、青空駐車場の基準があるが、現状では、どれくらいあるのか。

市：現在、止々呂美地域には、資材置き場等はほとんど無い。平成28年度に新名神高速道路が開通予定であることから、今後、止々呂美地域の特性を知らない新しい商業者や地権者に、このような土地活用をされることが想定されるため、事前にルール化したいと考えている。

委員：交通機能が急激に向上するので、その対策としてルール化するのは重要である。

会長：これまで自然とお互いのルールの中で、地域の方に迷惑をかけないように土地利用を図ってきたと思う。しかし、高規格な道路が整備されると、土地利用の形式が変わってしまう。それに対して、安易に土地を貸したりするような方が現れると、景観も乱れてくる。本来は、農業で生計が立てられるように農業振興がきちんとなされれば、そういう土地利用はされないはずであり、まちづくり基本構想の中でも示されている。今後、土地利用の動向が変わっていく中で、多面的に検討することが必要である。

委員：素案説明内の「自家用広告物」の意味を教えてください。

市：たとえば、ラーメン屋を営んでいるという場合に、その土地内でラーメン屋であることを示しているのを「自家用広告物」と呼んでいる。しかし、そのラーメン屋を案内するのに、自分の土地であっても別の離れたところで広告物を設置する場合は「自家用以外の広告物(野立て看板)」と定義している。

会長：「自家用広告物」とは、自らの土地利用に関して、掲出をされている広告物ということである。しかし、難しいのは、たくさん広告物が掲載されている阪神高速道路の空港線でも、原則として、自家用広告物しか認めていないのだが、ビルの一室を借りてそのビルに看板を掲げると自家用広告物になる。そういうことをいうと、土地と建物と広告物が重なっているときに、自家用広告物という判断がされる。

委員：自家用広告物であれば、どんな広告物でもいいというのも問題になってくるのではないか。建物には明確な色なども景観計画に示されているが、広告物はそこまでは規制されないのか。

市：屋外広告物については、屋外広告物法の下で安全性も含め、景観面からチェックされているわけであるが、法律は府条例で運用している関係もあり、なかなかきめ細やかさに欠けるということがある。そこで、市都市景観条例において、

屋外広告物景観形成誘導基準を各地区の特性に応じてきめ細かに定めている。止々呂美地域についても、大きさ、表現方法、色彩等きめ細かにルールを定めている。

委員：一度設置された違法看板を撤去するのは極めて大変な作業なので、しっかりした基準があったほうが良いと思う。

委員：外壁の色彩基準で、漆喰の白壁は可能か教えてほしい。説明では、色彩をY、Y R系に誘導したいように聞いたが、伝統的な白壁が減っていつているので、白壁を誘導した方がよいのではないか。

市：歴史的な建造物というと、漆喰の白壁と焼き杉の黒壁というのが一般的な特徴で、止々呂美にもこういった建物が多数残っている。説明でもベースカラーの色相はY、Y Rもしくは無彩色とするとしたが、真っ白、真っ黒という部分は、無彩色で拾っていきたいと考えている。自然の暖色系と無彩色の色相は、まさに漆喰や黒壁も想定したルールである。

会長：元々、止々呂美は古くから白漆喰が使われていたかという調査は行ったのか。

市：現状の建物調査と併せて、古くから住まれている方に聞き取りして、過去から白壁や杉板の外壁が多いことを確認している。

会長：なぜ質問したかという、今の話と逆のことが出石町では起きている。元々、但馬地域の農家は、黄色漆喰の壁であったが、黄色から白まで全部認めてしまったので、白漆喰に移行してしまい、元々の伝統色である黄色漆喰がどんどん減っていつている。白漆喰が古くから使われているのならいいのだが、伝統色に色が混じっていなかったかどうか、確認してもらった方がよいということである。

委員：それに加えて、今の表現であれば、Y、Y R系の方が誘導の中心をなして、無彩色系はそうではないと感じられたので、そういう景観を作りたいのか、そうではないのか、どちらを重要視しているのかわかりにくい。先ほど会長がおっしゃったように、元々どうだったのか、全体の調査を踏まえて表現してほしい。

市：確かに悩ましいところである。出石町のように、歴史的な建造物が多数まともに残っている地域はその特性が明らかであると思うが、止々呂美地域は歴史的な建造物は残っているが、色彩に関しては一つに絞れない。まして、新たな建築様式が増加する中で、色相を限定するのは難しいところである。どの色相

を重要視しているかと問われると絞りづらいところは正直ある。また、止々呂美内でも背景が山なのか、集落地や河川沿いなのかなど、場所でも変わってくるので、一件一件届け出を頂き、場合によっては専門家の意見も伺いながら他のルールと併せて総合的に判断していきたい。

会長：今回、止々呂美地域で使われている色の基準も、二十数年前に兵庫県が日本で初めて、景観条例の中で作った基準を引用して使っているのだと思う。私もこの兵庫県の基準作りと一緒にさせてもらった際難しかったのが、素材と色とが重なり合ったときの色の基準である。素材によって色の基準を変えるのはとても難しい。そのあたり、一定の基準を示しつつ、一件一件の協議の中で、総合的な判断を行い運用するしかないと思う。例えば、白漆喰を認めるために真っ白を認めると、木のサイディングボード（ ）にペンキで白く塗ってきたものを認めるかということそうではない。ペンキの白色は駄目で、白漆喰はいいとはなかなか書きにくい。そのあたりは、個別協議の中で判断していくことになるかと思う。

サイディング

建物の外壁に張る乾式の板状の外装材の総称。窯業系外壁材。

会長：本日の意見をふまえ、今後、さらに検討を進めていただくということで良いか。

(異議なし)

【その他】 新名神自動車道路IC計画の情報提供

市より、新名神自動車道路IC計画について報告を行った。

< 「その他」 の審議の内容 >

会長：箕面グリーンロードと新名神高速道路が交差するシュミレーション(写真)で、法面()と道路が直接ぶつかっているように見えるが、自然の所と人工的な所をうまく馴染ませる工夫は必要である。また、新名神高速道路の道路景観シュミレーション(写真)では部分的に石積みや自然色を用いた工作物が見受けられるが、逆に人工的な印象を際だたせているため、できればデザインを整理した方がよい。

法面(のりめん)

切土や盛土により作られる人工斜面のこと。道路建設や宅地造成などに伴う、地山掘削、盛土などにより形成される。

市：今後も工事の進捗にあわせて、事業者の西日本高速道路に確認していきたい。

会長：都市景観アドバイザーの意見も伺いながら、報告内容の通り進めていただければと考えているがいかがか。

(異議なし)

【その他】 滝道沿道の景観形成について(意見交換)

市より、滝道沿道の景観形成について報告を行った。

<「その他」の審議の内容>

会長：これから地元の方々との検討を進めていくという段階であるが、初期段階の情報提供いただけるということである。市の方で一番問題視されているのは、観光客が頻繁に通る割には、どんどん店舗が無くなっていってしまっていて、別の土地利用に変わってしまう。さらには、景観も悪くなることを危惧されている。そのため、商業振興も加えながら、根本的な対応策が図れないだろうかということだと思う。

委員：風致地区の中には、中の坂から西江寺に抜けるところは入っているのか。

市：中の坂から駅にまっすぐ行く道は入っていないが、滝道と合流したところから北側は入っている。

委員：観光客は、西江寺から中の坂を抜けて帰られることが多いが、とても良い風情を残しているところだと思う。住宅ばかりだが、古い家が残っていて、大晦日は特に人通りが多い。車も入れないところではあるが、今回併せて検討してはどうか。

市：エリアとしては風致地区ではないが、市としても非常に重要な通りであると認識している。そういうところの景観を維持していくというのは、今後検討したいが、今回のところは、商業の活性化と景観の維持ということで検討を進めていきたいと考えている。

会長：少し切り分けて話を進めた方が、地元の人にも納得しやすいと思う。観光客の通り道ではあるが、地元の人からすれば、生活道路に不特定多数の人が勝手に通っているということになる。景観形成の意味合いを切り分けて、両方とも重要な地点であるので、それぞれの特性を組み合わせながら検討していく必要があると思う。

委員：観光客は、年間どのくらい来ているのか。

市：年間120万人ほどの観光客が滝の方に来ている。

会長：120万人も来ているなら、うまくキャッチすれば商業の活性化が図れると思うが、少しずつ店舗の内容が変わってきていて、滝道の風情として果たして良いのかと思う。今年の春に、神戸の北野町に視察に行ったが、土産物屋や小物屋が増えてにぎわいがあったが、中にはここに不釣り合いな店舗があった。そういう店舗をどう誘導していくかということのも目的になると思う。

委員：計画は、箕面駅から橋本亭の区間ということか。

市：風致地区も含めた一の橋から箕面大滝の区域すべてを考えている。

会長：土地利用のルールの設定は、用途地域が商業地域の部分(沿道25m範囲)という判断か。

市：その通りである。

委員：商業地の活性を考えるのに際し、観光地として限定すると限界があるので、市民が日常的にくつろげるような店舗の誘導等も検討する必要がある。

市：土産屋に限定するということではなく、日常のにぎわいも醸し出されるような商業の活性化や支援も含めて検討していきたい。

会長：すでに橋本亭は、市民のギャラリー等に使われているので、滝道沿道に空き店舗が出てきたときにも参考にできれば良い、という委員からの提言である。

会長：土地利用のルールは、特別用途地区や地区計画など都市計画の手法を検討していただき、改めて報告いただくということによいか。

(異議なし)

以 上